

公益財団法人
未来ゴルフ育成財団

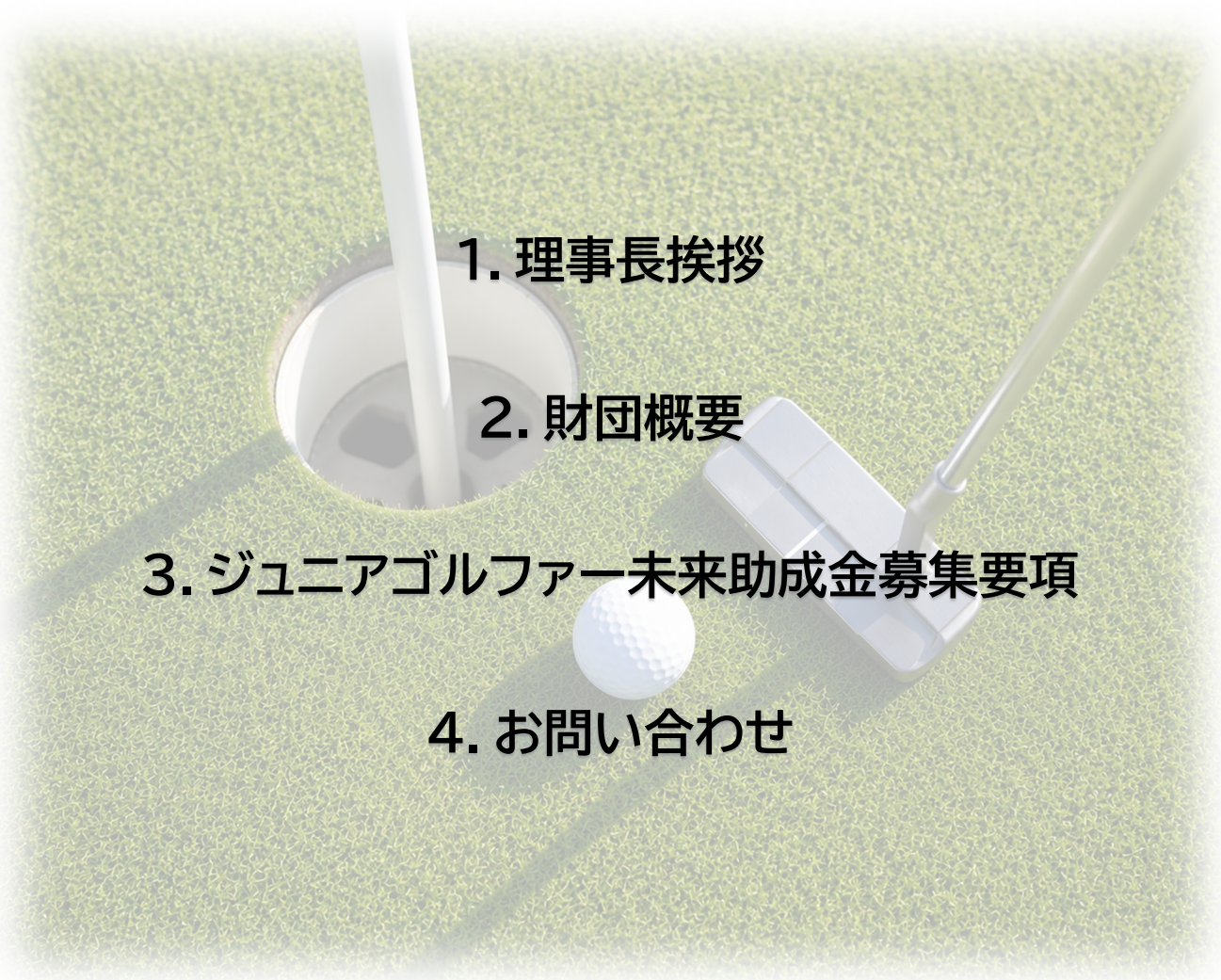
令和8(2026)年度
ジュニアゴルファー未来助成金
募集要項



振り抜くその先に、君の未来がある—

—一人ひとりの未来を、支援します。

目 次



1. 理事長挨拶

2. 財団概要

3. ジュニアゴルファー未来助成金募集要項

4. お問い合わせ

1. 理事長挨拶



志ある挑戦に、確かな支えを。

当財団は、ジュニアゴルファーの育成支援を通じて、次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、将来社会で活躍できる人材へと育っていくことを願い、活動しております。

スポーツは、身体能力や技術の向上を目指すだけのものではなく、礼節、自己規律、忍耐力、挑戦する心、そして他者を思いやる姿勢を育む、人格形成の重要な機会であると考えております。なかでもゴルフは、ルールやマナーを重んじ、自らの判断と責任のもとで競技を進める特性を有しており、青少年の成長に大きな教育的価値を持つスポーツであると認識しております。

一方で、競技を継続していくためには、用具費や遠征費、大会参加費、練習環境の整備など、多くの費用が必要となります。

そのため、競技への高い志や優れた資質を持ちながらも、経済的な事情によって十分な挑戦の機会を得られない若者がいることも現実です。私どもは、そのような環境によって若者の可能性が閉ざされることのないよう、必要な支援を届けることが社会にとって重要であると考えております。

当財団は、本助成金事業を通じて、ジュニアゴルファーが安心して競技に取り組める環境を整えるとともに、競技活動を通じて人として大きく成長し、自らの経験を将来社会へ還元できる人材へと育っていくことを願っております。

ゴルフを通じて培われる誠実さや責任感、相手を尊重する心が、競技の場を超えて社会の中で生かされていくことこそ、私どもの目指す支援のかたちです。

今後とも、当財団の活動に対し、皆様の温かいご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

公益財団法人未来ゴルフ育成財団

理事長(代表理事) 瀧澤 泰三



2. 財団概要

(1) 法人概要

法人名	公益財団法人未来ゴルフ育成財団
理事長	瀧澤 泰三
設立年月日	令和8(2026)年4月30日 (令和8(2026)年7月15日 内閣総理大臣より公益法人に認定)
住所	東京都中央区日本橋室町一丁目12番15号 テラサキ第2ビル6階
URL	https://miraigolf.org

(2) 事業目的

当財団は、将来有望なジュニアゴルファーに対し、育成助成金の給付その他必要な支援を行うことにより、その健全な成長及び競技力の向上を図り、もって我が国におけるゴルフの振興及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(3) 役員等名簿

理事長	瀧澤 泰三	株式会社ウォーターフィールド 代表取締役
理事	白倉 雄太	株式会社ザイマックス 執行役員
理事	瀧澤 泰太郎	太平洋精機株式会社 常務取締役
評議員	瀧澤 泰嘉	株式会社ウォーターフィールド
評議員	杉野 大輔	有限会社アップランド 代表取締役
評議員	粕山 正人	株式会社ブリッジ 代表取締役
監事	栗村 圭吾	みのり税理士法人 代表社員

3. ジュニアゴルファー未来助成金募集要項

当財団では将来を有望視される18歳未満のジュニアゴルファーに対して、更なる成長のための助成対象期間内にかかる競技活動の費用を全部または一部助成します。

(1) 申請条件

- ① 申請年度の4月1日時点での年齢が18歳未満であること
- ② 日本国籍を有し、日本国内に在住していること
- ③ 世界大会やオリンピック、パラリンピック出場等を目指すジュニアゴルファー(プロアマは問わず)であること
- ④ ゴルフを主たる競技として継続的に活動するも資金不足の状況であること
- ⑤ 申請年度の4月1日時点で直近5年以内に国内外のジュニアゴルフの大会出場経験があること
- ⑥ 親権者の同意が得られ、助成金を適切に管理できる保護者がいること
(保護者とは、父母兄弟、または伯叔父、伯叔母等の中から20歳以上の者、並びに未成年後見人とし
ます。)

(2) 助成金額

交付する助成金の限度額は、上限は50万円とします。助成金額は、選考委員会での選定を経て当財団理事会の決議により決定いたします。

(3) 助成対象期間

助成対象期間は、令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までにを行う競技活動を対象とします。

(4) 助成金の主な用途

科目	主な用途
謝金	外部コーチ、メンタルトレーナー、トレーナー、栄養士等に対する謝礼金 ※被助成者と生計を一にする親族への謝金は助成対象外とする。 謝金の詳細は謝金規程をご確認ください。
旅費交通費	活動に必要な旅費、交通費、宿泊費等
備品消耗品費	活動に直接必要なゴルフ用具・什器・機器備品・文具等の購入費用 但し、自宅等で恒常的に使うことを目的とした備品の購入費用(パソコン、コピー機、デジタルカメラ、プリンター等)は除く
制作費	活動に直接必要なユニフォーム・競技用衣装等の制作費用
通信費	活動に必要な郵送、宅配便等の費用
教育費	ゴルフスクール・セミナーの受講料など
会場費	会場使用料に関わる費用等
その他	上記経費項目以外の交付対象活動に直接的に関わる経費

※謝金・旅費交通費は当財団の定める規程に準じていただきます。
詳細は公式ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

3. ジュニアゴルファー未来助成金募集要項

(5) 申請書類

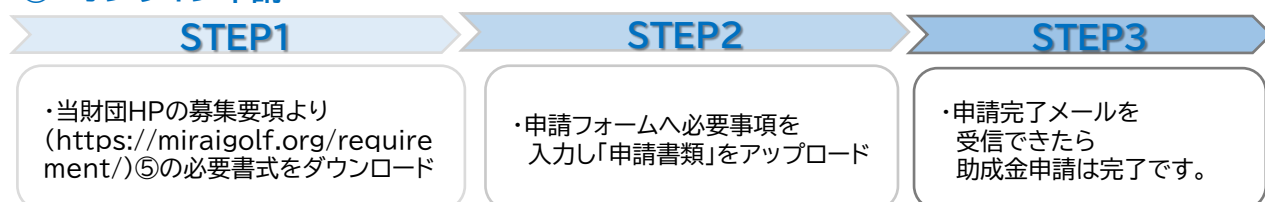
下記の書類を当財団事務局まで郵送申請またはオンライン申請にて送付してください。

- ①.助成金申請書 ※オンライン申請の場合は提出不要です。
- ②.助成金使途内訳書 ※オンライン申請の場合は提出不要です。
- ③.家計支持者の収入を証明できる書類(前年度分の源泉徴収票など)
- ④.大会での成績がわかる証明など
- ⑤.誓約書(保護者記入)

※①、②、⑤は当財団のホームページより申請方法に応じて、様式をダウンロードしてください。

(6) 申請方法

① オンライン申請



② 郵送申請



※書類持参での受付は行っておりません。

(7) 申請期間

令和8(2026)年6月8日(月)～7月31日(金)まで ※当日必着

(8) 選考

書類選考を行った後、外部有識者を含む選考委員会に諮り、理事会の決議を経て、助成対象者ならびに助成金額を決定します。なお、申請書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

(9) 選考基準

- ・全国規模の連盟競技会に出場、あるいは地域連盟競技会等で優秀な成績を収めているか
- ・ゴルフ競技を継続し、または技術能力を向上するにあたり、深刻な資金不足の状況にあるか
- ・将来の目標や夢が明確に描けているか

3. ジュニアゴルファー未来助成金募集要項

(10) 結果通知

選考結果については、当財団事務局から文書にて通知します。申請書類は返却できません。なお、申請書類に記載されている個人情報、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、厳重に管理します。

(11) 助成金の交付

被助成者に決定した後、保護者の指定の銀行口座に助成金を振り込みます。

(12) 被助成者及び保護者の義務

助成金の交付を受けた方には申請の予定通り、速やかに事業を遂行していただきます。

- (1) 受給した助成金は善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した競技活動以外への利用はしないでください。
- (2) 助成金の申請内容を変更したいときは、助成金交付申請変更届にてその旨を当財団に申し出て承認を得てください。
- (3) 助成対象事業が中止になった場合や重複しての受給となることが判明したときは、助成金交付申請変更届にて取り下げ申請を当財団に遅滞なく届け出てください。
- (4) 助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に助成対象事業完了報告書を提出してください。なお、報告書には請求書、支払先や支払金額が明記された領収証もしくは収支計算書等のコピーを必ず添付してください。
- (5) 助成金交付事業の適正な執行のために必要がある場合は、当財団から状況報告を求め、または帳簿書類等の調査を行う場合があります。

(13) 助成金の交付決定の取り消し及び返還

公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠ったその事実が判明したときは、助成金の交付の決定を取り消し、すでに交付した助成金があるときはその一部もしくは全部を返還していただきます。

- (1) 被助成者等が、この規程に違反したとき
 - (2) 被助成者等が、決定された競技活動以外の用途に助成金を使用したとき
 - (3) 被助成者等が、決定された競技活動に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をしたとき
 - (4) 被助成者等が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
 - (5) 被助成者等が、助成対象期間内に申請した競技活動を完了しなかったとき
 - (6) 被助成者等が、助成金の交付に際し当財団から特別に依頼した内容または条件に違反もしくは従わなかったとき
 - (7) 決定後に生じた事情により、決定された競技活動の全部または一部を継続する必要がなくなったとき
- ※被助成者等とは被助成者及び保護者のことである。

(14) 被助成者の進路

当財団のジュニアゴルファー未来助成金制度に係る被助成者の募集、申請及び助成金の給付は、被助成者のゴルフ競技活動の進路等について一切の制約を課すものではありません。

4. お問い合わせ

〒103-0022

東京都中央区日本橋室町一丁目12番15号 テラサキ第2ビル6階

公益財団法人未来ゴルフ育成財団 事務局宛

E-mail: info@miraigolf.org

※書類持参での受付は行っておりません。

※申請者の皆様に確実にご対応させていただくため、メールにてお問い合わせをお願いいたします。



**公益財団法人
未来ゴルフ育成財団**

